

臨床研修指定病院として

◆臨床研修病院としての役割と機能

2004年度より現在の臨床研修制度が始まり、病院等の臨床の場で仕事をする全ての医師は、医学部を卒業し医師免許取得後2年間の臨床研修を受けなければならないこととされました。1～2年目という医師としての基盤形成の時期に、患者さんを全人的に診ることのできる基本的な診療能力を取得することにより、医師としての資質の向上を図ることを目的としております。

当院も厚生労働省より指定を受けた臨床研修指定病院として、自院で初期臨床研修医を採用し、優れた医師の育成に力を注ぎ、多くの優秀な人材を輩出しております。

初期臨床研修医が外来や病棟で患者様の診療を行う場合がありますが、初期臨床研修医は指導医・上級医の指示及び助言に基づき診療を行っております。ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。

◆研修理念

当院は「人間愛の精神に基づき、思いやりのある質の高い医療を実践します」を理念に、地域に密着し安全で質の高い医療を目指す救急病院です。24時間体制で救急患者に対応し、最新の医療機器を用いて治療をしております。

また、医師としての人格を涵養し、医学・医療の社会ニーズを十分に理解・認識し、日常診療で遭遇する多くの疾患に対応できるようプライマリーケアの基本的な診療能力を身につける事を目指しております。

◆基本方針

医師として、病める人の尊厳を守り、医療の提供と公衆衛生の向上に寄与する職業の重大性を深く認識し、医師としての「基本的価値観(プロフェッショナリズム)」及び医師としての使命の遂行に必要な「資質・能力」を身につけなくてはなりません。医師としての基盤形成の段階にある研修医は、基本的価値観を自らのものとし「基本的診療業務」ができるレベルの資質・能力を修得することを目標とします。

◆地域の皆さまへのお願い

初期臨床研修医の教育には最新の注意を払っておりますが、何かお気づきの点等ございましたら、ご意見を賜れば幸いです。